

大鰐町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による本町への寄附促進と本町の魅力や地元特産品の PR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、町外在住の寄附者に対し、返礼品の提供に協力していただける事業者(以下「協力事業者」という。)を募集する。

2 募集の要件

協力事業者は、下記の要件に全て適合していることとする。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 原則、事業所【本社（本店）、支社（支店）、製造、販売等】を町内に有する企業・団体や個人事業者
- (3) 申込時に町税の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※ ただし、上記の要件に適合しても、町が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとする。

3 募集期間

随時募集とする。

4 応募方法

ふるさと納税返礼品協力事業者申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に必要事項を記入し、本要領11の申込み・問合せ先へ提出すること。

5 募集する返礼品について

返礼品は、次の要件を満たすものとする。

- ア 平成31年4月1日付け総務省告示第179号(令和5年6月27日最終改正)第5条に規定される総務大臣が定める基準(地場産品基準)に当てはまるものに限る。
- イ 公序良俗に反しないものであること。
- ウ 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本町のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。なお、アに記載する基準に当てはまるものに限る。
- エ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。(あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。)
- オ 食料品については寄附者に返礼品が到着後、一定期間(概ね一週間以上)の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品(鮮度が高く要求されるもの)についてはこの限りではない。
- カ 宿泊施設・サービスの利用券等については、本町内で提供されるものに限るとともに、利

用期限のあるものについては、原則として6ヶ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りでない。

キ 本町ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報を提供可能であること。

ク 宅配業者により、配送が可能であること。但し、電子クーポンについてはこの限りではない。

ケ 平成29年4月1日付け総務市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。

(ア) 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル・通信料金等)

(イ) 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)

(ウ) 価格が高額なもの

(エ) 寄附額に対し、返礼割合が2割5分を超えるもの(電子クーポンについては、返礼割合が3割を超えるもの)

(1) 返礼品の区分について

寄附金額に応じて下記の区分の商品等を募集する。(送料は実費を町が負担。但し、電子クーポンについてはこの限りではない。)

区分	電子クーポン以外の場合		電子クーポンの場合	
	返礼品の価格(税込)	町の負担上限額	返礼品の価格(税込)	町の負担上限額
①	2,500円相当	2,500円	3,000円相当	3,000円
②	3,750円相当	3,750円	4,500円相当	4,500円
③	5,000円相当	5,000円	6,000円相当	6,000円
④	6,250円相当	6,250円	7,500円相当	7,500円
⑤	7,500円相当	7,500円	9,000円相当	9,000円
⑥	8,750円相当	8,750円	10,500円相当	10,500円
⑦	10,000円相当	10,000円	12,000円相当	12,000円
⑧	11,250円相当	11,250円	13,500円相当	13,500円
⑨	上記以外(12,500円以上で1,250円の整数倍の額以上)		上記以外(15,000円以上で1,500円の整数倍の額以上)	

(2) 返礼品贈呈の仕組みについて

寄附者のうち希望者に対して、下記の表に応じて返礼品を贈呈する。

ふるさと納税額	返礼品限度額 【電子クーポン以外の場合】	返礼品限度額 【電子クーポンの場合】
10,000 円以上	2,500 円	3,000 円
15,000 円以上	3,750 円	4,500 円
20,000 円以上	5,000 円	6,000 円
25,000 円以上	6,250 円	7,500 円
30,000 円以上	7,500 円	9,000 円
35,000 円以上	8,750 円	10,500 円
40,000 円以上	10,000 円	12,000 円
45,000 円以上	11,250 円	13,500 円
上記以外 (50,000 円以上で5,000 円の整数倍の額以上)	ふるさと納税額の 100 分の 25	ふるさと納税額の 100 分の 30

【例 1：電子クーポン以外の場合】

50,000 円の寄附をした場合⇒12,500 円分までの返礼品を贈呈。

寄附者の返礼品選択方法例

例① 12,500 円の返礼品 1 種類の選択で12,500 円の返礼品を贈呈。

例② 10,000 円の返礼品と 2,500 円の返礼品、計 2 種類の選択で計 12,500 円の返礼品を贈呈。

例③ 2,500 円の返礼品 3 品と 5,000 円の返礼品、計 4 種類の選択で計 12,500 円の返礼品を贈呈。

【例 2：電子クーポンの場合】

40,000 円の寄附をした場合⇒12,000 円分までの電子クーポンを贈呈。

寄附者の返礼品選択方法例

例① 12,000 円の電子クーポン 1 種類の選択で12,000 円の返礼品を贈呈。

例② 9,000 円の電子クーポンと 3,000 円の電子クーポン、計 2 種類の選択で計 12,000 円の返礼品を贈呈。

例③ 3,000 円の電子クーポンと 4,500 円の電子クーポン 2 種類、計 3 種類の選択で計 12,000 円の返礼品を贈呈。

6 協力事業者のメリット

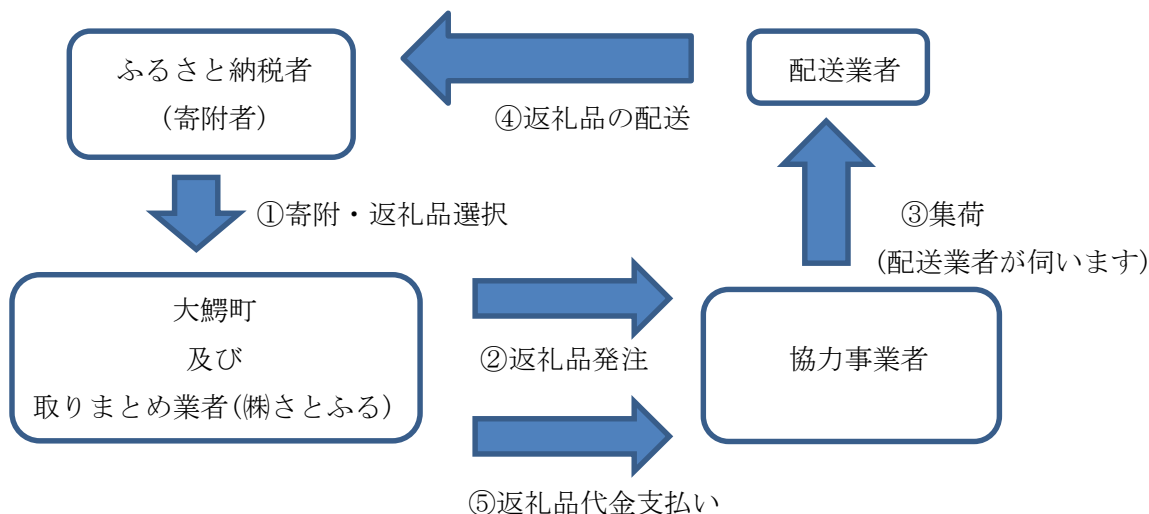
(1) ふるさと納税を取り扱っているインターネットサイト「さとふる」、「楽天ふるさと納税」、「ふるさとチョイス」、「JRE MALL ふるさと納税」、「ふるなび」のホームページに返礼品等の画像、商品名、事業者名などを掲載する。

(2) 町のホームページに返礼品の画像、返礼品名、事業者名などが掲載される。また、協力

事業者にはホームページがある場合、希望により掲載欄にリンクを貼ることが可能。

- (3) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封することで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

7 返礼品発送の流れ



8 返礼品の取りまとめ委託先

ふるさと納税の効果的な推進・ポータルサイトの運営、安心安全を考慮した特産品等の手配、顧客・配送等に係る個人情報の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、大鰐町において、取りまとめ業者を以下のとおりとする。また、協力事業者及び返礼品の選定にあつては本要領2及び5の要件のほか、取りまとめ業者の条件にも合致するかどうかを含め総合的に判断するものとする。

なお、適当と認められた場合は、原則、別途取りまとめ業者との契約を要する(取りまとめ業者による在庫管理に対応していない返礼品はこの限りではない。)。

【取りまとめ業者】

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F

TEL: 03-6262-7415 (代表)

9 個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、大鰐町個人情報保護条例及び関係法令を遵守することとし寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することは原則として禁止する。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外とする。

10 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りま

とめ事業者へ報告すること。

- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応するものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告すること。なお、品質等の保証やクレーム対応について、町は一切責任を負わないものとする。
- (3) 町は、登録された事業者が本要領2及び5に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消することができるものとする。
- (4) 町は、申込内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消すものとする。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町との協議によるものとする。

1 1 申込み・問合せ先

〒038-0211 大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町役場 企画観光課

T E L : 0 1 7 2 - 5 5 - 6 5 6 1

F A X : 0 1 7 2 - 4 7 - 6 7 4 2

e-Mail : kikaku@town.owani.lg.jp

参考：地場産品基準

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ(熟成肉) 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3イ(精米) 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3ロ(企画立案) 当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む。))の提供に係る役務を除く。)であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2(宿泊) 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの(フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。)における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7号の3イ五万以下(宿泊) 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。
- 7号の3ロ該当地域(宿泊) 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法(昭和22年法律第

118 号) が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

7 の 4 (電気) 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8 イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。

8 ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。

8 ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

99 前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること(告示第 5 条柱書き)(例：〇〇pay 商品券、△△Pay)。

セット 前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。